

主権免除と裁判の拒絶

小 梁 吉 章

1. はじめに

国際礼讓の必要性や国際関係の発展を阻害させないために、国家は原則として外国国家や外交官に対する裁判権を行使しないこととしている⁽¹⁾。主権免除原則は、外交官については古代から存在し、18 世紀には各国で認められ、19 世紀には外国国家にも認められるに至っている⁽²⁾。一方、国際機関については条約によって裁判権の免除が規定されている⁽³⁾。1960 年代後半からユーロ市場における国家または国際機関による借入れや債券発行が活発化した⁽⁴⁾が、これらの金融取引では契約上、借入れ主体または債券発行主体が主権免除を留保することとしている⁽⁴⁾。1972 年 5 月 16 日欧州主権免除条約は、労

(1) Mayer, *Droit international privé*, 6e, Montchrestien, 1998, p. 206.

(2) Loussouarn et Bourel, *Droit international privé*, 5e, Dalloz, 1996, p. 526. ルスアルンとブレレルは、モンテスキューの法の精神第 26 編第 21 章を引いている。同章は「万民法は君公たちが相互に大使を派遣することを望んだが、事物の本姓から引き出される条理は、これらの大使が派遣先の国の主権者にも、その裁判所にも従属することを許さなかった」と記す (モンテスキュー (野田良之ほか訳)『法の精神 (下巻)』(岩波書店、1988) 70 頁)。

(3) 岩沢教授は、国際機関の裁判権免除は「外交免除からの類推により、国際機関の任務の効果的な遂行を容易にするという機能的な要請に基づいて認められる点が、主権に基づいて認められる国家免除と異なる」とする (岩沢雄司「外国国家及び国際機関の裁判権免除」高桑昭＝道垣内正人編『国際民事訴訟法』(青林書院、2002) 21 頁)。

(4) たとえば、欧州復興開発銀行発行の債券の一例として、the Issuer, within the scope of its official activities, enjoys immunity from jurisdiction, subject to certain limited exceptions including civil actions arising out of its powers to borrow money, guarantee obligations and to buy or sell or underwriting securities.

働契約、出資、商工業金融取引などについて主権免除の制限を設けている。現在では、外国国家または国際機関の行為を行為の性格・類型によって主権的行為と業務管理的行為に分け、前者について外国国家または国際機関の主権免除を認める説が有力である⁽⁵⁾。

ところで、後掲の2005年1月25日のフランス破毀院判決は、従来の行為の性格・類型による主権免除の制限とは別に、当該紛争についての救済方法の有無を基準として主権免除を制限する法理を展開した。主権免除の制限についての新たな問題提起であり、ここに紹介する。また、2005年2月1日破毀院判決は、主権免除にかかわる事件ではなく、仲裁条約を理由とする無管轄の抗弁の事件であるが、1月25日判決と同様に当該紛争についての救済方法の有無を基準としているので、併せて紹介する。

2. 裁判の拒絶を理由とする主権免除の制限の事例

① 2005年1月25日破毀院社会部判決⁽⁶⁾

事案の概要：

アフリカ開発銀行（African Development Bank、以下 AfDB）は、1964年にアフリカ地域の途上国の経済的・社会的開発を促進することを目的として設立され、わが国を含めて77か国が加盟（2003年末現在）する国際機関（*supra-national organization*）である。フランス人であるデグボ氏は1992年に AfDB に採用されたが、1995年11月20日付けの AfDB 総裁の署名のある文書によって解雇された。解雇された時点では、AfDB には労働紛争について、

(5) Mayer, *Droit international privé*, 6e, Montchrestien, 1998, p. 210, Loussouarn et Bourel, *Droit international privé*, 5e, Dalloz, 1996, p. 533. ルスアルンとブレルは、まず、国家または国際機関の行為は公法人の行為と私法人の行為に区分されたが、国家等に私法人という考えはなじまず、次いで行政的性格の行為と民事的行為・商事の行為に区分されるに至ったとする。

(6) Cass. Soc., 25 janvier 2005, Banque africaine de développement c / Degboe, D. 2005, Juris. p. 1540, note. Vianballi.

人事不服委員会 (*comité d'appel du personnel*) があり、同委員会は同氏に 5 ヶ月の解雇補償金を支払うことを AfDB 総裁に提言したが、総裁は支払を拒絶した。デグボ氏はまずコート・ジボアールの裁判所に提訴したが、同国裁判所は裁判管轄がないとしたため、同氏はフランスの労働裁判所 (*conseil des prud'hommes*) に、AfDB の退職補償金などの支払を求める訴えを提起した。原判決 (2003 年 10 月 7 日パリ控訴院) は、欧州人権条約⁽⁷⁾ 6 条に基づいてフランス国籍の者についてフランスの国際裁判管轄を肯定し、デグボ氏の請求を認容する判決を言い渡した。AfDB は、原判決が主権免除を定めた 1963 年 8 月 4 日合意の第 52 条に違反するとして上告した。

判旨：

当事者の一方がその請求について判断し、国際的な公序にかかわる権利を行使することを担当する裁判にアクセスできないということは、フランスとの連結が存在するとき、フランスの国際裁判管轄に基づく裁判の拒絶となるものであるから、本事件の事実の生じた時点で、組織内に解雇した職員との紛争について判断する権限を有する裁判所 (*tribunal*) を設けていなかったため、AfDB は主権免除を主張することはできない。

原判決は、AfDB 内には労働裁判所がないこと、1986 年 9 月 12 日デクレ番号 86-1039 により公表された 1963 年 8 月 4 日にハルツームで署名された合意の 52 条⁽⁸⁾ により AfDB に認められた主権免除は、被用者がその請求を判断する裁判所で権利を行使することができない状態におくことになるということを確認し、フランスとの関係は国籍であることを明らかにしており、した

(7) Convention de sauvegarde des Droits de l'Homme et des Libertés fondamentales, Rome 4. XI. 1950. 欧州人権および基本的自由のための条約 (1950 年 11 月 4 日採択、1953 年 9 月 3 日施行)。同 6 条 1 項第 1 文は「すべての者は、合理的な期間の間に、民事の性格を有する権利と義務の争いを判断する裁判所によって、その主張を聞きとげられる」と規定する。

がって、原審は権限を踰越することなく、フランスの裁判所が本件紛争の国際裁判管轄があるとしたことは正当である。上告を棄却する。

現在の AfDB のサイトによれば、*Staff Recourse Mechanisms* として労働条件などに関する被用者の不服申立て手続が設けられ、1998 年 1 月以降については、外部の者で構成される *Administrative Tribunal* があるが⁽⁹⁾、事件当時はこのようなメカニズムが存在しなかったために、デグボ氏には救済手段がなかったとされたものである。

○ 2005 年 2 月 1 日破毀院民事第一部判決⁽¹⁰⁾

事案の概要：

本事件は、仲裁の合意をしている当事者の一方が仲裁人を選任しなかった事案である。

1968 年にイスラエル国とナショナル・イラニアン・オイル・カンパニー (NIOC) は仲裁条項を含む石油開発契約を結んだ。仲裁手続については、当事者双方が選任した仲裁人が第三仲裁人の選任において合意に至らない場合、国際商業会議所理事長に選任を求めることを規定した。当事者間で 1994 年に

(8) 1986 年 9 月 12 日デクレ番号 86-1039 第 52 条は、1 項で「AfDB は、AfDB の本店がある加盟国の地、または訴状あるいは召喚状の受領代理人を選任し、または保証状を発行した、加盟国あるいは非加盟国の国の地を管轄する裁判所でのみ訴えを提起される、借入れ権限の行使から生じる裁判にかかわるものでない限り、すべての形式の裁判に関して主権免除を享受する。ただし、加盟国または当該国の名において行為する、あるいは当該国の債権を保有する者によっては、訴えを提起されない」とし、2 項で「いかなる場所にあり、その保有者にかかわらず、AfDB の財産・資産は、AfDB に対する確定判決が言い渡されない限り、動産執行、債権執行、執行処分を免除される」と定めている。

(9) [http:// www.afdb.org/](http://www.afdb.org/) の Review and Resolution Mechanisms のメニューを参照。

(10) Cass. 1er Civ., 1er fév. 2005, Etat d'Israël c / National Iranion Oil Co., D. 2005, IR p. 520.

紛争が生じたにもかかわらず、イスラエル国はイスラエル側の仲裁人の選任を拒絶した。このため、NIOC はフランス新民事訴訟法 1493 条に基づき⁽¹¹⁾、パリ大審裁判所に仲裁人の選任を申し立てた。

第一審 (2000 年 2 月 9 日パリ大審院) はイスラエル国の無管轄の抗弁を容れたが、NIOC は管轄について控訴した。原判決 (2001 年 3 月 29 日パリ控訴院) は、NIOC に仲裁へのアクセスを認めるため、大審院判決を取り消し、イスラエル国に仲裁人選任の猶予期間を設定した。しかし、イスラエル国が仲裁人を選任しなかったため、パリ控訴院はイスラエル側の仲裁人を選任した (2001 年 11 月 8 日パリ控訴院判決)。これら二件の判決に対してイスラエル国は、仲裁廷はフランスにはない、フランス仲裁法に準拠していない、などとして上告した。

判旨：

本件は仲裁であるが、当事者に権利についての判断を求める機会を失わせ、国際仲裁の原則と欧州人権条約が認める国際公序にかかわる権利の行使を不可能にすることは、裁判の拒絶に当たり、フランスとの連結がある限り、仲裁廷の構成に国家の裁判官が支援協力する任務であり、パリ大審裁判所の国際裁判管轄を基礎づけるとして、イスラエル国の上告を棄却した。

(11) 新民事訴訟法 1493 条は国際仲裁にかかわる規定で、「直接にまたは準拠仲裁規則を示して、仲裁契約は一ないし複数の仲裁人を選任する、またはその選任方法を明示する」(1 項)、「フランスで行なわれる仲裁または当事者がフランスの手続法準拠を予定する仲裁で、仲裁廷の構成が困難ならば、より熱心な (*plus diligente*) 当事者は、反対の規定がある場合を除いて、1457 条に従い、パリ大審院に申し立てることができ」(2 項) と定める。

(12) 大審院昭和 3 年 12 月 28 日第二民事部決定民集 7 卷 1128 頁。判批：小田滋＝岩沢雄司・渉外判例百選 (第 3 版) 192 頁。

3. わが国の主権免除にかかわる判例

わが国では、大審院昭和3年12月28日決定⁽¹²⁾が、中華民国の代理公使が東京において振り出した約束手形の支払いを求めた事件で、「国家は国際団体間においては他の国家をして自己を尊重せしむるの権利を有すゆえに、一国家は条約または特別なる意思表示によるのほか、他国の法権に服せず」（表記を改めている）として、外国国家に対するわが国の裁判管轄権について、絶対的免除主義をとり、最近、東京高裁平成14年3月29日判決⁽¹³⁾は、前記大審院判決の示した絶対的免除主義を再確認している。これは、外国の政府系金融公社が発行した円債に、当該外国政府が債券元本と利息の支払いを保証していたもので、債券の保有者が債券の償還がないことを理由に、発行体の金融公社と保証人の外国政府を相手に訴えを提起した事件である。原判決（東京地裁平成12年11月30日判決⁽¹⁴⁾）は、わが国裁判所の管轄の合意があること、債券発行は経済活動に属する行為であることから、主権免除による裁判権の免除を認めなかったが、東京高裁判決は、「主権免除特権を放棄する旨の意思表示は国家から国家に対してなされることを要する」とし、「本件債券の券面上の主権免除特権を放棄する旨の表示は、当該券面の性質上、一般的には、本件債券の取得を予定している私人に対してされたものと理解される」ので、主権免除を放棄したとはいえないとした。

前掲の破毀院判決は金融取引にかかわるものではなく、労働事件であるが、わが国でも労働事件で主権免除が問題となった例がある。昭和30年代には

(13) 東京高裁平成14年3月29日判決。判批：森下哲郎・ジュリ1261号184頁。

(14) 東京地裁平成12年11月30日判決（判時1740号54頁）。判批：原強・判例評論515（判時1764）号167頁、道垣内正人・平成12年度重判解説297頁。なお、金融公社が提起した再審請求は、東京地裁平成15年7月31日決定により、棄却されている（判時1850号84頁、判タ1150号284頁）。

(15) 青森地裁昭和31年2月14日決定労民集7巻1号103頁（判時72号3頁、判タ55号59頁）。判批：三ツ木正次・ジュリ171号。

アメリカ軍基地の将軍クラブの従業員が解雇された事件⁽¹⁵⁾、軍基地の会員出資による会員相互の利用の娯楽施設の従業員が解雇された事件⁽¹⁶⁾、在日米軍機関であるトウキョウ・シビリアン・オープン・メスの従業員が解雇された事件⁽¹⁷⁾、歳出外資金による機関から解雇された事件⁽¹⁸⁾で、いずれもわが国の国際裁判管轄が否定されている。なお、アメリカ合衆国歳出外資金による機関である将校クラブの従業員が解雇された事件⁽¹⁹⁾では、駐留軍に対する裁判権は否定され、管理責任者の将校に対する裁判権は肯定されている。

2005 年 1 月 25 日破毀院判決の事件は、外国国家ではなく、AfDB という国際機関であるが、わが国の国際機関の事件として下記がある。

○東京地裁昭和 52 年 9 月 21 日決定⁽²⁰⁾

事案の概要：

わが国が加盟する国際機関である国連の一機関の国連大学に雇用され、その後雇用契約の更新を拒絶された者が地位保全の仮処分を求めた事件である。

判旨：

「国連大学本部に関する国連と日本国との間の協定（昭和 51 年 6 月 22 日条約 7 号）（以下大学本部協定という）は、国連大学が国連の機関として国連憲章及び国連の特権及び免除に関する条約によつて与えられる利益並びに

(16) 東京地裁昭和 32 年 3 月 16 日判決労民集 8 卷 2 号 243 頁（判時 110 号 1 頁、判タ 71 号 79 頁、ジュリ 135 号 119 頁、ジュリ 132 号 78 頁）。

(17) 第一審判決は、横浜地裁昭和 35 年 5 月 19 日決定労民集 11 卷 3 号 527 頁。控訴審判決は、東京高裁昭和 32 年 7 月 20 日決定高民集 10 卷 8 号 463 頁、労民集 8 卷 4 号 419 頁（ジュリ 144 号 87 頁）。

(18) 横浜地裁昭和 35 年 5 月 19 日決定労民集 11 卷 3 号 527 頁。

(19) 福岡地裁昭和 31 年 3 月 23 日判決労民集 7 卷 2 号 351 頁（判時 84 号 25 頁）。

(20) 東京地裁昭和 52 年 9 月 21 日決定（判時 884 号 77 頁）。判批：小寺彰・涉外判例百選（第 3 版）194 頁。

国連大学憲章によつて与えられる利益を享受することを考慮して締結されている」などの理由から「国連大学がわが国において権利義務の主体として活動することを当然の前提として右協定を締結したものと考えられ」、「国連に右のとおり免除特権を承認した趣旨は、国連という国際機構をしてその目的達成のための国際社会における活動を全からしめるところにあり、そして国連大学は国連の目的を達成するためにその機関として設立されたものであるから、右国連特権条約の趣旨は、国連自体のみならずかかる国連の機関についても（その機関が独立の法人格を有しないときは機関自体の特権を問題にする余地はないが、独立の法人格を有すると認められるときにも）免除特権を享有せしめる意味に解するのが相当であり、「よつて国連大学は、わが国法上、免除を明示的に放棄した特定の場合を除き訴訟手続からの免除を享有するものと解するほかはない」とした。

その後、東京地裁昭和 57 年 5 月 31 日判決⁽²¹⁾は、欧州共同体委員会の駐日代表部の被用者が代表部から「出勤の必要はない」とされた事件であるが、同被用者と代表部の間で結ばれた就業規則では「当機関との現地職員とのいかなる紛争も、日本法の下で管轄権を有する裁判所に提訴する」と定められていた。このため判決は「裁判権からの免除を放棄していることは当裁判所に明らかである」として、主権免除を認めなかった。

4. 破毀院判決の意義

2005 年 1 月 25 日破毀院判決の判例評釈でヴィアンガリ講師は、従前、破

(21) 東京地裁昭和 57 年 5 月 31 日判決労民集 33 卷 3 号 472 頁下民集 33 卷 5 ~ 8 号 875 頁（判時 1042 号 67 頁、判タ 468 号 65 頁）。ただし、判決は「試用期間中被申請人に留保されていた解約権の行使」であるとして、訴えを却下した。さらに東京高裁昭和 58 年 12 月 14 日判決労民集 33 卷 3 号 472 頁（判タ 515 号 137 頁）は、原判決と同様として訴えを棄却した。

毀院は国際機関の労働事件について主権免除を認めていたことから、2005 年 1 月判決は大胆であると評している。従来の判例は以下のとおりである。

○ 1995 年 11 月 14 日破毀院民事第 1 部判決⁽²²⁾

事案の概要：

1982 年、インテルマン氏は西ヨーロッパ連合⁽²³⁾の事務局長補に選任され、パリに本部のある常任軍備委員会委員に指名された。その後、辞任したことから補償金の支払いを求めてフランスの労働裁判所に訴えを提起した。原判決（1990 年 4 月 10 日パリ控訴院）は、訴えを却下したために、インテルマン氏が欧州人権条約 6 条違反を理由に上告した。

判旨：

西ヨーロッパ連合規定に関する 1955 年 5 月 11 日条約 4 条で、同連合は主権免除を受けており、同連合事務局は主権免除を留保していないので、原判決は正当である。上訴棄却。

○ 2003 年 9 月 30 日破毀院社会部判決

事案の概要：

X 氏は、1987 年 9 月 1 日にラテン・ユニオンのパリ事務局に同広報誌の編集係に翻訳・校正担当として採用された。ラテン・ユニオンは、1954 年マドリッド条約によって設立されたラテン語系の言語の国をメンバーとする国際機関である。X 氏は数度、注意を受けていたところ、1994 年 4 月 25 日に解雇された。X 氏は損害賠償の支払いを求めて、パリの労働裁判所に訴えを提起し、ラテン・ユニオンは無管轄の抗弁を提出した。原審（2000 年 12 月 7

(22) 1995 年判決と 2003 年判決は、フランス政府の判例紹介サイトから入手した。http://www.legifrance.gouv.fr/ を参照。

(23) 1948 年 3 月のブリュッセル条約により創設された。後に北大西洋条約に発展する。

日バリ控訴院判決）は、主権免除は公共的利益のための主権的行為である場合にのみ認められ、管理的行為については認められないが、X氏の職務は主権的行為とはなんら関係がなく、その解雇は管理的行為であるとして、請求を認容した。このため、ラテン・ユニオンが上告した。

判旨：

ラテン・ユニオンとの事務局に関する合意3条で主権免除を認めており、原判決は同条違反であるとして、原判決を破毀し、請求を棄却した。

上記の国際機関との労働契約にかかわる紛争では、主権免除を留保していないとして、原告被用者の訴えを退けている。2005年1月破毀院判決の事件では、従来同様に AfDB は主権免除を留保する旨の意思表示を行っておらず、事情は従来の判決の事件と同じである。しかしながら、今回、破毀院は「裁判の拒絶」の法理を展開して、主権免除に制限を課すこととしたものである。評釈でヴィアンガリ講師は「古典的には裁判の拒絶とは紛争について判断権限のある裁判官の拒絶と定義され」てきたが、「現在では国家の裁判による保護の義務の欠如とされて」おり、2005年1月破毀院判決は「AfDBの被用者の保護のラスト・リゾートの役割を果たすことを望んだようで」あり、「国際公法上、国際機関に求められた主権免除と被用者という弱者の保護の均衡を図ったもの」と評している。さらに2005年1月判決の事件は、解雇された被用者が異議を申し立てる手段がないという限界的・例外的な事例であって、主権免除の制限に当たって新たに「裁判の拒絶」の法理を導入したものではないとしている。2005年2月1日のイスラエルと NIOC の仲裁手続に関する紛争でも、フランスの裁判所が仲裁人の選任に協力しなければ、当事者である NIOC は仲裁廷での判断という救済手段を受けることができなくなるとしており、裁判の拒絶または権利行使の機会の欠如という視点が主権免除の制限に新たに加えられたことになる。

フランス民法15条は「フランス人は、外国人とであれ、外国で契約され

た義務について、フランスの裁判所に訴えることができる」としており、フランスの国際裁判管轄については法外な管轄 (*fors exorbitants*) 指摘されることがあるが、2005 年 1 月判決は 15 条については触れておらず、もっぱら裁判を受ける権利の最終的な保護を理由としている。裁判を受ける権利の保護と判決内容の執行の保護はすでに欧州司法裁判所判決においても確認されているところであるが⁽²⁴⁾、2005 年 1 月 25 日判決は主権免除の諾否の判断、2 月 1 日判決は仲裁の抗弁の諾否の判断に当たって、裁判所は裁判の拒絶の可能性をを検討するべきことを促しているといえることができる。

(24) 裁判を受ける権利については、CEDH 21 sept. 1975, *Golder c / Royaume-Unie*, affaire 18、判決の執行については、CEDH 19 mars 1997, *Hornsby c / Grèce*, affaire 107/1995/613/701 を参照。